

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

平成 27 年 4 月 30 日鞍手町告示第 43 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 1 条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の作成にあたり、町の実情に応じた自主的な施策を策定及び実施するため、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関の役職員
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者を有する者
- (4) 公募委員
- (5) 行政職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合は新たに補充し、任期は前任者の在任期間とし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代表する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会に委員をもって構成した専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、施策の策定にあたり、その内容について調整するものとする。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務は、まちづくり課で行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 15 日告示第 20 号抄)

(施行期日)

第 1 条 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員名簿

任期：令和6年1月4日～令和8年1月3日

| 選出区分 | 選出母体 | 役 職 | 氏 名 | |
|------------|------------|-----------------|------|--------|
| 行政機関の役職員 | 教育（学） | 鞍手町教育委員会 | 教育委員 | 山田 伸子 |
| | 産業（産） | 鞍手町農業委員会 | 副会長 | 白石 信幸 |
| 公共的団体等の役職員 | 産業（産） | 鞍手町商工会 | 会 長 | 内田 一美 |
| | 産業（産） | 直鞍農業協同組合 | 常務理事 | 真鍋 孝 |
| | 産業（産） | 鞍手工業団地協同組合 | 専務理事 | 縄手 寿典 |
| | 産業（労） | 大和ハウス工業(株) 九州工場 | 主 任 | 橋本 知奈 |
| | 住民代表 | 鞍手町社会福祉協議会 | 会 長 | 由衛 久子 |
| | 住民代表 | 鞍手町区長会 | 副会長 | 井上 正日出 |
| 学識経験を有する者 | 教育（学） | 福岡教育大学 | 副学長 | 豊寫 啓司 |
| | 金融（金） | 西日本シティ銀行鞍手支店 | 支店長 | 江川 博之 |
| 行政職員 | 行政（官） | 鞍手町 | 副町長 | 浅野 彩 |
| 合 計 | 11 (20名以内) | | | |